令和３年度

特別養護老人ホーム転換事業者　募集要項

１．募集の趣旨

令和３年４月

新潟市

新潟市では、施設入所の必要性が高い高齢者やそのご家族に、在宅介護の不安の解消と安心感をお届けできるよう、平成２７年度から３か年を計画期間とする第６期介護保険事業計画以降、既存の短期入所生活介護のうち、広域型特別養護老人ホームに併設するユニット型のショートステイについて特別養護老人ホームへの転換を進め、一定の整備量が確保された状況となりました。

一方で、入所の必要性が高いと見込まれる要介護３以上の在宅で独居の方が依然として多い状況となっていることから、第７期計画に引き続き、第８期計画でも、短期入所生活介護の長期的利用といった本来のサービス趣旨と異なる利用実態の解消を図り、併せて既存の介護サービス基盤を活用した特別養護老人ホームの量的確保を行うため、既存の短期入所生活介護のうち、広域型特別養護老人ホームに併設するショートステイ（居室形態を問わず）について、第８期計画中に特別養護老人ホームへの転換する計画を募集します。

２．募集の対象

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 事業内容 | 対象事業所 | 対象区域 | 対象定員総数 |
| 老人福祉法第２０条の５に定める特別養護老人ホームへの転換計画 | 広域型特別養護老人ホームに併設する既存の短期入所生活介護事業所 | 市内一円 | １６０人 |

　○ 短期入所生活介護（介護予防を含む）：介護保険法第８条第９項（第８条の２第７項）

◆転換事業者募集における考え方

　　新潟市地域包括ケア計画[新潟市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画]（２０２１年度～２０２３年度）の適切な運用を図るため、以下のとおり転換事業者を募集します。

（１） 短期入所生活介護の長期的利用といった本来のサービス趣旨とは異なる利用実態の解消を図り、併せて特別養護老人ホームの量的確保を行うため、既存の短期入所生活介護のうち、広域型特別養護老人ホームに併設するショートステイについて、居室形態を問わず、特別養護老人ホームへ転換する計画を対象とします。

（２） 申込が第８期計画（２０２１年度～２０２３年度）数を上回る場合には、各種法令、人員・設備等の基準及びその他申込条件を満たす提案であることを前提に、当該設置場所での運営期間が長い事業所における提案を優先的に採択するものとします。

（３）第８期計画内で転換年度を調整し、採択するため、希望の転換年度とならない可能性があります。

（４）転換時期の集中による混乱を防ぐため、第８期計画では令和３年度に４０床、令和４年度に６０床、令和５年度に６０床の転換を予定しています。（床数は目安で前後する場合もあります。）

３．申込書類について

　　　申込を希望する事業者の方は、次により転換申込書及び転換提案書を提出してください。なお、市が受理した書類は、理由の如何に関わらず返却しません。

（１）申込書類提出期間・提出場所

|  |  |
| --- | --- |
| 提出期限 | 提出及び問合せ先 |
| 令和３年６月１１日（金）まで受付時間：午前９時～午後５時※ 電話で予約の上ご来庁ください（郵送・ＦＡＸ等は不可）。※ 最終日は大変混み合うことが予想されますので、早めのご提出をお願いします。 | 〒９５１－８５５０　新潟市中央区学校町通１番町６０２番地１　新潟市役所　本館１階　高齢者支援課　企画係　ＴＥＬ　０２５－２２６－１２９５　ＦＡＸ　０２５－２２２－５５３１ |

（２）申込書類

| 項目 | 内容等 | 様式 |
| --- | --- | --- |
| 1．転換申込書 |  | 様式1 |
| 2．定款又は寄付行為 | 最新のもの |  |
| 3．法人の登記事項証明 | 申込前３か月以内に発行されたもの |  |
| 4．市税等の納税証明書（未納がない旨の証明） | 申込前３か月以内に発行されたもの(1) 「新潟市税」※ 市税等が非課税のため証明書が添付できない場合は、その旨の届出書を添付してください。※ 納税証明書は、「市入札参加用の納税証明書」を提出してください。 　証明書の申請に際しては、代表者印を押印した申請書又は委任状が必要となります。また、納税後間もなく証明書を申請する場合には、各機関の税務システムに反映されていないこともありますので、予め納税したことが確認できる領収書等を持参して申請を行ってください。(2) 「法人税若しくは所得税」及び「消費税及び地方消費税」（法人所在地における証明）※ 税務署で納税証明書の申請を行ってください。 |  |
| 5．欠格事項に該当しない事を誓約する書面（兼同意書） | ［根拠法令等］(1) 介護保険法第86条第2項(2) 新潟市暴力団排除条例第6条 | 様式2-4 |
| 6．法人概要 | (1) 法人代表者の経歴書 | 様式自由 |
| (2) 法人の沿革及び概要（パンフレット可） |
| (3) 既存施設の運営状況（パンフレット可） | 様式3 |
| (4) 直近３年間の決算書 | 様式自由 |
| (5) 公的機関からの補助金、融資、寄付等がある場合は過去３年間の内容と規模 | 様式自由 |
| 7.指導監査結果等書類 | 指導監査結果等書類一式(1) 法人及び法人が運営する既存施設に対して、市又は都道府県等が実施した監査結果通知書及び指導・処分通知書のうち、申込の締切日から５年以内のものすべてについて写しを添付すること（介護保険法に規定する勧告・命令・指定の取消等に限る）。(2) 法人に対する市又は県等による直近の指導監査結果通知書の写し及び改善状況報告書の写しを添付すること。(3) 本申込にかかり転換を計画する事業所に対する指導監査結果通知書の写し及び改善状況報告書の写しを添付すること。※ (1)に該当する監査等がない場合は報告すること（様式自由）。※ (2)及び(3)について、文書指摘事項がなく通知書等が無い場合は、受検日、実施機関名及び指導監査内容を報告すること（様式自由）。 | 様式自由 |

（３）転換提案に関する提出書類

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | 内容等 | 様式 |
| 1．転換提案書 |  | 様式4 |
| 2．転換計画書 |  | 様式5 |
| 3．事業スケジュール | 転換までのスケジュール計画表 | 様式6 |
| 4．利用状況 | 利用者（入居者）の前年度平均値 | 様式7 |
| 5．事業運営について | 収支見込予算書シミュレーション※ 事業収入算定説明書を添付すること。※ 利用料金表を添付すること。 | 様式9-1様式9-2様式9-3 |
| 6．計画図面等 | (1) 基本計画図面（配置図、立面図、平面図）※ 配置図には、駐車場等を記載すること。※ 平面図には、指定基準に規定された主要な部屋の面積と廊下幅を内法寸法で記載すること。※ 平面図には、浴槽（一般、特別）、キッチン及び手洗いなど水回り設備も図示すること。※ 平面図には、転換する区画を明示するとともに、併設する施設等がある場合は、当該サービスの専用・共用区画を色分けして明示すること。※ 立面図には、建物及び各階の高さを記載すること。(2) 土地・建物の登記事項証明（全部事項証明） | 様式自由 |
| 7．従事予定職員関係 | 配置人員（職種・時間ごとの配置）について | 様式14-1 |

（４）提出書類の体裁

提出書類の体裁は、以下に記す体裁を整えてください。

①表紙、背表紙には「事業所名」及び「事業者名」を記載してください。

②項目ごとに、白紙の仕切りを一枚挿入し、インデックスをつける。

③全体をバインダーやファイル等で綴る。

定款

申　込　書

令和○年度

特別養護老人ホーム転換募集

事業所名

（ファイル等の表紙）

シール等で記載

事業者名

（白紙の仕切り）

＜定　款＞

右肩に項目名を記載

項目ごとにインデックス

定款

○年度　特別養護老人ホーム転換募集

事業者名

（ファイル等の背表紙）

（５）部数等

① 提出書類は２部作成し、１部を正本、１部を副本として提出してください。

② 所定様式が定められているもの以外は、原則としてＡ４版で提出してください。ただし、図面はＡ３版としＡ４サイズに折り込んでください。

　　　③ 所定様式が定められているものについては、詳細な資料等を別紙添付する場合にあっても、各項目に要旨など申込者が必要と考える事項を必ず記入してください。

　　　④できるだけホチキス止めしないで提出してください。

４．申込できる事業者の資格要件

(1) 転換申込書の受付締切日において、本市内で広域型特別養護老人ホームに併設する短期入所生活介護事業所を運営する社会福祉法人であること。

(2) 確実な事業実施及び運営を行うために十分な経営基盤、事業に対する知識等を有すること。

(3) 介護保険法第86条第2項各号に定める要件に該当しないこと。

(4) 転換申込書の受付締切日において、市税等の未納がない法人であること。

(5) 新潟市暴力団排除条例（平成24年新潟市条例第61号）に基づき、暴力団、暴力団員及び暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有するものでないこと。

５．申込条件

 　(1) 介護保険法、新潟市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例（平成24年新潟市条例第87号）及び新潟市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年新潟市条例第90号）（以下「新潟市基準条例等」という。）に基づき、指定に係る人員・設備・運営基準等を全て満たし、原則として第８期計画期間中に転換が見込まれる計画であること。

　(2) 「４．申込できる事業者の資格要件(1)」で運営する短期入所生活介護事業所であって、施設整備後（増設部分を転換する場合は、増設部分のサービス提供開始後）１０年以上経過した事業所を転換する計画であること。

　(3) 現利用者の適切なサービス利用に配慮した計画とすること。

６．申込に際しての留意事項

(1) 本募集に係る必要な一切の費用は、申込者の負担とします。

(2) 提出された書類の提出期限以降における差し替え及び再提出は認めません。

(3) 本市が必要と認める場合、書類の補正や追加資料の提出を求めるほかヒアリングを行う場合があります。

(4) 転換申込書受付後に辞退をする場合は、速やかに辞退届出書（任意様式）を提出してください。

(5) 転換申込書の提出にあたっては、提案する事業が確実に実施できるよう、具体的な内容のものを提出してください。

(6) 介護保険法、老人福祉法、建築基準法、都市計画法、消防法及び条例等の法令を遵守するとともに、これらを所管する関係機関と十分に協議を行ってください。

７．転換事業者の決定について

(1) 決定方法

申込が第８期計画数を上回る場合には、各種法令、人員・設備等の基準及びその他申込条件を満たす提案であることを前提に、当該設置場所での運営期間が長い事業所かつ過去にショートステイから特別養護老人ホームへの転換を実施していない事業所における提案を優先的に採択するものとします。

なお、決定した転換年度は決定通知に記載されます。第一希望の年度とならない場合があります。

また、採択された転換事業者がやむを得ない事情などから、転換することができなくなった場合は、次点となった事業者を繰り上げる場合もあります。

(2) 結果通知

結果については、令和３年６月下旬頃に文書により通知する予定です（なお、申込者が多い場合には、これによらない場合があります）。

(3) 転換事業者の公表

　　　提出期限終了後、令和３年６月中旬頃に申込状況を公表します。

　　　また、転換事業者決定後、決定した転換事業者名を公表します。

(4) その他

① 申込書類に明らかな虚偽の記載があった場合や、申込に際して不正行為があった場合には、採択の対象から除外することとします。

② 転換事業者に決定された後、申込内容と実際の事業計画が著しく変更された場合や、転換を行うにふさわしいと認められない事実が判明した場合には、転換事業者の決定を取り消す場合があります。

③ 採択された転換事業者が、決定した転換年度に転換することができない場合は、速やかに辞退届出書（任意様式）を提出してください。

８．スケジュール概要

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 令和３年 | ６月１１日（金） | 申込書及び提案書受付終了 |
|  | ６月中旬 | 申込状況の公表 |
|  | ６月下旬 | 募集結果の通知・公表 |

（様式１）

令和　　年　　月　　日

（宛先）新潟市長

|  |  |
| --- | --- |
| 所在地 |  |
| 法人名 |  |
| 代表者職名・氏名 |  |

**令和３年度　特別養護老人ホーム転換申込書**

このことについて、募集要項に定める資格要件において、申込者の制限にかかる項目の該当がないことを確約し、下記提出書類を添えて申し込みます。

記

１．転換提案をする事業所

|  |  |
| --- | --- |
| 施設名 |  |
| 設置場所 | 新潟市　　区○○　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 |
| 運営期間 | 指定年月日　　平成　　年　　月　　日　（休止期間　　平成　　年　　月　　日　～　平成　　年　　月　　日）※増設部分を転換対象とする場合増設部分のサービス提供開始年月日　　平成　　年　　月　　日 |
| 転換床数 | 　　　　　床（ユニット数　　　） |
| 転換希望年度 | 第１希望：　令和　　年度第２希望：　令和　　年度第３希望：　令和　　年度 |

２．事業開始予定時期

令和　　年　　月　　日

３．提出書類

　　　（１）　定款又は寄付行為

　　　（２）　法人登記事項証明書

　　　（３）　市税等の納税証明書

　　　（４）　欠格事項等に該当しないことを誓約する書面（様式2-4）

　　　（５）　法人の概要

　　　（６）　指導監査結果等の書類

４．担当者連絡先

申込書類の補正・追加提出、市が行うヒアリング等に対応する者として下記の者を指定します。

|  |  |
| --- | --- |
| 法　人　名 |  |
| 担　当　者 |  |
| 連絡先 | 住　所 | 〒 |
| ＴＥＬ |  | ＦＡＸ |  |
| E-mail |  |

（様式２－４）

**介護保険法第８６条第２項各号の規定に該当しない旨の誓約書**

**及び　　暴力団等の排除に関する誓約書兼同意書**

令和　　年　　月　　日

（宛先）新潟市長

|  |  |
| --- | --- |
| 所在地 |  |
| 法人名 |  |
| 代表者職名・氏名 |  |

　私（当法人・当団体）は、令和３年度特別養護老人ホーム転換申込を行うにあたり、申請者及び役員等が介護保険法第８６条第２項各号に規定する欠格条項のいずれにも該当しない者であることを誓約します。

　また、併せて新潟市暴力団排除条例の主旨に基づき、下記の事項について誓約します。

記

１　私（当法人・当団体）は次のいずれにも該当しません。

(1)　暴力団（新潟市暴力団排除条例（平成24年新潟市条例第61号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

(2)　暴力団員（新潟市暴力団排除条例第２条第３号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

(3)　役員等（法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者その他これらと同等の責任を有する者をいい、法人以外の団体である場合は代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。）が暴力団員であるもの

(4)　暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与しているもの

(5)　自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用しているもの

(6)　暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与しているもの

(7)　その他暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有するもの

２　新潟市暴力団排除条例の主旨に基づき名簿（様式２－４別紙）を提出します。名簿に記載されたすべての者は、暴力団員等であるか否かの確認のため、新潟県警察本部に対してこの名簿による照会が行われる場合があることに同意しております。なお、名簿記載内容は事実と相違ありません。

【介護保険法第８６条第２項】

都道府県知事は、前項の申請があった場合において、当該特別養護老人ホームが次の各号のいずれかに該当するときは、第４８条第１項第１号の指定をしてはならない。

１ 第８８条第１項に規定する人員を有しないとき。

２ 第８８条第２項に規定する指定介護老人福祉施設の設備及び運営に関する基準に従って適正な介護老人福祉施設の運営をすることができないと認められるとき。

３ 当該特別養護老人ホームの開設者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

３の２ 当該特別養護老人ホームの開設者が、労働に関する法律の規定であって政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

３の３ 当該特別養護老人ホームの開設者が、健康保険法 、地方公務員等共済組合法 、厚生年金保険法又は労働保険の保険料の徴収等に関する法律の定めるところにより納付義務を負う保険料、負担金又は掛金について、当該申請をした日の前日までに、これらの法律の規定に基づく滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく３月以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した保険料、負担金又は掛金の全て（当該処分を受けた者が、当該処分に係る保険料、負担金又は掛金の納付義務を負うことを定める法律によって納付義務を負う保険料、負担金又は掛金に限る。）を引き続き滞納している者であるとき。

４ 当該特別養護老人ホームの開設者が、第９２条第１項又は第１１５条の３５第６項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して５年を経過しない者であるとき。ただし、当該指定の取消しが、指定介護老人福祉施設の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定介護老人福祉施設の開設者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定介護老人福祉施設の開設者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

５ 当該特別養護老人ホームの開設者が、第９２条第１項又は第１１５条の３５第６項の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第１５条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第９１条の規定による指定の辞退をした者（当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）で、当該指定の辞退の日から起算して５年を経過しないものであるとき。

５の２ 当該特別養護老人ホームの開設者が、第９０条第１項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日（当該検査の結果に基づき第９２条第１項の規定に よる指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として厚生労働省令で定めるところにより都道府県知事が当該特別養護老人ホームの開設者に当該検査が行われた日から１０日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。）までの間に第９１条の規定による指定の辞退をした者（当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）で、当該指定の辞退の日から起算して５年を経過しないものであるとき。

６ 当該特別養護老人ホームの開設者が、指定の申請前５年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

７ 当該特別養護老人ホームの開設者の役員又はその長のうちに次のいずれかに該当する者があるとき。

イ　禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

ロ　第３号、第３号の２又は前号に該当する者

ハ　この法律、国民健康保険法又は国民年金法の定めるところにより納付義務を負う保険料（地方税法の規定による国民健康保険税を含む。以下このハにおいて「保険料等」という。）について、当該申請をした日の前日までに、納付義務を定めた法律の規定に基づく滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく３月以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した保険料等の全て（当該処分を受けた者が、当該処分に係る保険料等の納付義務を負うことを定める法律によって納付義務を負う保険料等に限る。）を引き続き滞納している者

ニ　第９２条第１項又は第１１５条の３５第６項の規定により指定を取り消された特別養護老人ホームにおいて、当該取消しの処分に係る行政手続法第１５条の規定による通知があった日前６０日以内にその開設者の役員又はその長であった者で当該取消しの日から起算して５年を経過しないもの（当該指定の取消しが、指定介護老人福祉施設の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定介護老人福祉施設の開設者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定介護老人福祉施設の開設者が有していた責任の程度を考慮して、この号に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。）

ホ　第５号に規定する期間内に第９１条の規定による指定の辞退をした特別養護老人ホーム（当該指定の辞退について相当の理由がある特別養護老人ホームを除く。）において、同号の通知の日前６０日以内にその開設者の役員又はその長であった者で当該指定の辞退の日から起算して５年を経過しないもの

（様式２－４　別紙）

|  |
| --- |
| **役員等名簿**－９－ |
| 役職名・呼称 | 生年月日 | 性別 | フリガナ住　　　　　　　所 |
| フリガナ氏　　　名 | 他法人の理事等状況 |
| TEL　　　　　　　　FAX |
|  |  | 男・女 |  |
|  | 有・無（　　　　　　　　　　　） |
| TEL　　　　　　　　FAX |
|  |  | 男・女 |  |
|  | 有・無（　　　　　　　　　　　） |
| TEL　　　　　　　　FAX |
|  |  | 男・女 |  |
|  | 有・無（　　　　　　　　　　　） |
| TEL　　　　　　　　FAX |
|  |  | 男・女 |  |
|  | 有・無（　　　　　　　　　　　） |
| TEL　　　　　　　　FAX |
|  |  | 男・女 |  |
|  | 有・無（　　　　　　　　　　　） |
| TEL　　　　　　　　FAX |
|  |  | 男・女 |  |
|  | 有・無（　　　　　　　　　　　） |
| TEL　　　　　　　　FAX |
|  |  | 男・女 |  |
|  | 有・無（　　　　　　　　　　　） |
| TEL　　　　　　　　FAX |
|  |  | 男・女 |  |
|  | 有・無（　　　　　　　　　　　） |
| TEL　　　　　　　　FAX |
|  |  | 男・女 |  |
|  | 有・無（　　　　　　　　　　　） |
| TEL　　　　　　　　FAX　 |

※ 当該法人の理事、役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等の支配力を有するものと認められる者を含む。）等について記入してください。

※ 他法人の理事、役員等を兼務している場合は、他法人の理事等状況の「有」に○印を付し、（　　）に他法人名及び役職名を記入してください。

※ 上記に記載された個人情報については、本募集の審査用務及び暴力団員等の該当性の確認にのみ使用し、その他の目的には一切使用しません。また、その取扱いについては、新潟市個人情報保護条例を遵守し、適正に管理いたします。

（様式３）

**既存施設及び事業の運営状況**

１．法人の名称等

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 法人名称 | 代表者の職名・氏名 | 法人所在地 | 設立年月日 |
|  |  |  |  |

２．介護保険サービス提供事業所

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 事業種別 | 施設等名称 | 所　　在　　地 | 事業者番号 | 指定年月日（開始年月日） | サービス提供地域 | 定　員 | 併設事業所 |
|  |  |  |  | （　　　　　　　　　　） |  |  |  |
|  |  |  |  | （　　　　　　　　　　） |  |  |  |
|  |  |  |  | （　　　　　　　　　　） |  |  |  |

※複数ある場合は、事業種別ごとに代表的なものを１つ必ず記入し、その他は別紙添付可。

３．その他の事業所

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 事業種別 | 施設等名称 | 所　　在　　地 | 定　員 | 併設事業所 |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |

４．整備に着手中及び着手見込の事業（介護保険サービス及びその他事業）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 事業種別 | 所　　在　　地 | 定　員 | 総事業費 | 開設予定日 |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |

※他市町村での介護サービス事業など整備に着手中の事業及び着手見込の事業について記載してください。

（様式４）

令和　　年　　月　　日

（宛先）新潟市長

|  |  |
| --- | --- |
| 所在地 |  |
| 法人名 |  |
| 代表者職名・氏名 |  |

**転換提案書**

このことについて、次の必要書類を添えて以下のとおり提出します。

添付書類

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 申請者チェック | 新潟市チェック | 提出書類名 | 様　　式 |
| □ | □ | １ | 転換提案書 | 様式4 |
| □ | □ | ２ | 転換計画書 | 様式5 |
| □ | □ | ３ | 転換までのスケジュール | 様式6 |
| □ | □ | ４ | 利用者（入居者）の前年度平均値 | 様式7 |
| □ | □ | ５ | 事業運営について | 収支見込予算書シミュレーション | 様式9-1 |
| 事業収入算定説明書 | 様式9-2 |
| 施設利用料金表 | 様式9-3 |
| □ | □ | ６ | 計画図面等 | 様式自由 |
| □ | □ | ７ | 従業予定職員関係 | 様式14-1 |

（様式５）

**転換計画書**

|  |  |
| --- | --- |
| 施設の名称 |  |
| 転換予定日 | 令和　　年　　月　　日 |
| 利用定員 | 転換前 | 特別養護老人ホーム　　　　　名、　ショートステイ　　　　　　名うち、ユニット型　　　　　名、　うち、ユニット型　　　　　名従来型　　　　　　　名、　　　　従来型　　　　　　　名 |
| 転換後 | 特別養護老人ホーム　　　　　名、　ショートステイ　　　　　　名うち、ユニット型　　　　　名、　うち、ユニット型　　　　　名従来型　　　　　　　名、　　　　従来型　　　　　　　名 |
| 構造・設備（併設施設含む） | 敷地面積　　　　　　　　　　㎡建築面積　　　　　　　　　　　㎡　　延床面積　　　　　　　　　　　　㎡　　　　　　　　　構　　　造　　　　　　　　造　　階建て　　□耐火建築物　　□準耐火建築物　　□その他　（※該当項目にレ点）スプリンクラー設備の設置　　□有　　　　□無　（※該当項目にレ点）スプリンクラー設備設置の義務　　□有　　　　□無　（※該当項目にレ点）**※その他詳細として「平面図」等別紙資料を添付してください。** |
| 現利用者の引継ぎに対する考え方と具体的な方策 |  |
| 財産処分手続き | （　 要 　・　不要　）**※転換対象箇所で補助金を活用している場合、財産処分手続きを要する場合があります。** |

**※財産処分手続きを要する場合、補助関係書類（実績報告書、額の確定通知等）の写しを添付すること。**

（様式６）

**転換までのスケジュール**

全体の流れが把握できるよう、必要事項を記載してください。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項　　　　目 | 令和３年度 | 令和４年度 |
| 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 |
| 入札関係 | 公告 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 入札 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 建設関係 | 着工 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 竣工 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 備品関係 | 積算・発注 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 納品 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 人材関係 | 募集・採用 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 研修等 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 利用者関係 | 引継 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 認可申請 | 事前相談 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 申請 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |

（様式７）　※様式は別のエクセルファイルをダウンロードしてください。

（様式９－１）　※様式は別のエクセルファイルをダウンロードしてください。



（様式９－２）　※様式は別のエクセルファイルをダウンロードしてください。



（様式９－３）

**施設利用料金表**

|  |  |
| --- | --- |
| 居住費（ユニット型個室分） | 日額（　　　　円）　×　３０日　＝　（　　　　　　　円） |
| 居住費（従来型部分） | ①　　人居室日額（　　　 　円） × ３０日 ＝（約　　　　　　　円）②　　人居室日額（ 　　　　 円） × ３０日 ＝（約　　　　　　　円） |
| 食費 | 日額（　　　　円）　×　３０日　＝　（　　　　　　　円） |
| 日常生活費・その他 | 円（月　額） |
| 算出根拠及び特記事項 |  |

※ 実費徴収するものを除き、入居者から一律徴収する料金について該当する項目を記入してください。

※ 負担段階（第１段階～第４段階）ごとに居住費等を記載してください。

（様式１４－１）　※様式は別のエクセルファイルをダウンロードしてください。

